

求職者等に対するハラスメント防止方針

1. 基本理念

社会福祉法人希望の家(以下「当法人」という。)は、採用活動、インターンシップ、各種実習に参加する求職者や実習生等(以下「求職者等」という。)に対する安心して応募・面接・選考・実習活動が受けられる環境を提供します。

当法人は、採用活動や実習活動において、いかなる形態のハラスメントも許容しません。これは、求職者等の人格と尊厳を尊重し、公正な採用や実習活動を行うための基本姿勢です。

2. ハラスメントの定義

採用活動及び実習活動におけるハラスメントとは、優位的立場を利用して求職者や実習生に対し不利益や不快感を与える行為を指します。具体的には以下を含みます。

- ・セクシャルハラスメント: 性的な言動や質問、身体的接触など。
- ・パワーハラスメント: 威圧的な態度、過度な批判、人格否定など。
- ・その他差別的行為: 性別、国籍、障害、宗教、家庭状況等による不当な扱い。

3. 厳正な対処

求職者等に対してハラスメントを行った職員に対しては、速やかに事実関係を確認の上、就業規則に基づき指導・処分を行います。

4. 相談・報告窓口

求職者等がハラスメントを受けたと感じた場合、以下専用の窓口で連絡できます。

- ・相談窓口 : 法人事務局
- ・電話番号: 0289-64-3011
- ・メール: kibounoie@kibo.or.jp

5. プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談者、行為者および事実関係の確認に協力した者のプライバシーは厳重に保護し、職務上知り得た秘密は一切外部に漏らしません。

また、相談や協力を行ったことを理由として、求職者等や職員が不利益な取扱いを

受けることは一切ありません。

6. 対応措置

相談の申出があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の調査を行い、被害者への配慮の措置および再発防止策を講じます。

大学のキャリアセンターや実習担当窓口等の関係機関から情報提供があった場合も、当該機関と緊密に連携して誠実に対応します。

7. 周知方法

本方針は採用ページ、求人票、面接案内メール等で明示し、求職者に事前に周知します

令和8年 10 月 1 日
社会福祉法人 希望の家